

(証券コード：9115)
2022年6月13日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町32番地
明 治 海 運 株 式 会 社
取締役社長 内 田 貴 也

第168回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第168回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使される際には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市垂水区東舞子町18番11号
シーサイドホテル舞子ビラ神戸 本館3階 舞子の間 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 1. 第168期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第168期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合、当社ホームページに掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症の今後の影響等により、株主総会の日時、場所を変更した場合、または株主総会の運営に関してお知らせすべき事項が生じた場合におきましても、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ：<https://www.meiji-shipping.com/>

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〈経済環境〉

当連結会計年度における世界経済は、国や地域によるばらつきを伴いつつも、総じてコロナ危機による落ち込みから持ち直し、世界経済の成長率は6.1%となりました。

米国・欧州・中国経済は、夏場以降の新型コロナウイルスの再拡大による下押し圧力はあったものの、ワクチン接種の効果、財政出動や金融緩和の継続により回復の道をたどりました。

我が国経済は、マイナス成長から脱却はしたものの、度重なる緊急事態宣言の発令によるサービス消費の低迷、円安・資源高も加わり、成長率は1.6%にとどまりました。

当連結会計年度の為替は、110円台で始まり、その後9月下旬までは安定した動きが続きましたが、10月以降は米国の利上げ観測の高まりを背景に円が売られ、11月には4年ぶりに115円台、年明け3月には米国ゼロ金利政策が解除され122円台と円安が進行しました。

〈外航海運業〉

大型タンカー市況は、コロナ禍による世界的な原油需要の減少による荷動きの減少に加え、解撤の停滞による船腹過剰の状態が市況の低迷に拍車をかけ、年間を通じて一般的な損益分岐点を大きく下回るレベルで推移しました。石油製品船もジェット燃料など石油製品需要が大きく減少したことにより製油所の稼働率の低下が大きく影響し、大型船同様に低水準で推移しました。一方でLPG/LNG船市況については需要の増大や貨物価格の地域差の拡大などを要因として荷動きが活発化し、期中を通じておおむね堅調に推移しました。また、本年3月に入りこれらタンカーおよびLPG/LNG船市況は、ロシアによるウクライナ侵攻による原油高などの影響を受けて急伸しました。

バラ積船市況は、中長期的な需給改善トレンドに加え、コロナ禍に起因した船隊稼働率の低下および世界の粗鋼生産回復などドライバルク荷動きの全般的な増加といった複数のプラス要因が重なり、2021年央よりマーケットが大きく改善しました。しかし大型船型については、2022年初より季節的要因と見られる下落により標準的な損益分岐点を大きく下回るレベルとなりましたが、再び回復基調に転じています。中小船型については、コンテナ船市況高騰の影響を受けるなど、大型船ほどの市況の乱高下は見られませんでした。2021年央より上昇後概ね堅調に推移しました。

自動車船市況については、2021年は新型コロナウイルス感染拡大の影響による

自動車の販売・生産停止を受けた荷動きの減少からの回復が見込まれたものの、半導体不足による部品供給問題や東南アジアにおける感染拡大が自動車メーカーの減産の要因となり、荷動き増加の傾向に若干水を差しました。しかしながら、コロナ禍以降に日本と欧州のオペレーターにて行われた解撤の促進など、船腹供給量が絞り込まれていたため、影響は軽微にとどまりました。

コンテナ船市況は、2020年央からの急回復が依然継続中で、港湾の混雑や一部地域におけるコンテナ不足などを背景に引き続き高水準で推移しました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻の市況に与える影響については前述のとおりタンカーとLPG/LNG船において顕著なものが見られますが、今後の動向が注視されます。

このような状況のもと、当連結会計年度の外航海運業部門は、前連結会計年度に竣工・取得した船舶の稼働増に加えて、タンカー1隻、LNG運搬船2隻、チップ船2隻の新規稼働もあり、売上高は41,924百万円（前年同期比21.5%増）となり、前年と比べて入渠隻数の減少もあり、外航海運業利益は6,178百万円（前年同期比74.5%増）となりました。また、特別利益として、当社の連結子会社が所有する船舶3隻の船舶売却益2,616百万円を計上しています。

＜ホテル関連事業＞

ホテル関連事業部門では、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化し、夏には一旦増加傾向に向かい始めていた国内宿泊客の動きも10月に入って減少傾向に転じ、1年を通して大変厳しい状況が続きました。この結果、ホテル関連事業部門の売上高は3,382百万円（前年同期比34.2%減）となり、ホテル関連事業損失は2,068百万円（前年同期はホテル関連事業損失1,753百万円）となりました。なお、営業外収益に雇用調整助成金1,129百万円（前年同期は778百万円）を計上しています。

＜不動産賃貸業＞

不動産賃貸業部門では、売上高は508百万円（前年同期比0.6%増）となり、不動産賃貸業利益は292百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度において売上高は45,815百万円（前年同期比14.1%増）、営業利益は4,401百万円（前年同期比111.4%増）、経常利益は、主に前述の雇用調整助成金および営業外費用にデリバティブ評価損479百万円の計上があり、4,346百万円（前年同期比65.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前述の特別利益および税金等調整前当期純利益の変動に応じ法人税等調整額458百万円の計上があり、3,277百万円（前年同期比163.0%増）になりました。

事業セグメント別売上高

区 分	2020年度 (2021年3月期) 第167期	2021年度 (2022年3月期) 第168期	前期比 増減率 (△は減)
外 航 海 運 業	34,506百万円	41,924百万円	21.5%
ホテル関連事業	5,141百万円	3,382百万円	△34.2%
不動産賃貸業	505百万円	508百万円	0.6%
合 計	40,153百万円	45,815百万円	14.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は37,463百万円となりその内訳は以下のとおりです。

外航海運業セグメントにおいて、当社グループの船隊の充実と近代化を目的として、タンカー1隻、LNG運搬船2隻、チップ船2隻および新造船建造費等の投資を行い、当該投資額は37,008百万円です。また、タンカー1隻、バルカー2隻を売却しました。

ホテル関連事業セグメントにおいて、ホテル施設等の設備拡充、取替更新等のための設備投資を行い、当該実施した投資額は340百万円です。

不動産賃貸業セグメントにおいて、ビル施設等の設備拡充、取替更新等のための設備投資を行い、当該実施した投資額は114百万円です。

(3) 対処すべき課題

2022年の世界経済の成長率は4.4%と予測されていますが、断続的な新型コロナウイルスの変異株の出現に加え、ロシアのウクライナ侵攻に伴う食糧とエネルギー価格の高騰、西側諸国の対ロシア制裁など、成長の鈍化が現実のものとなってきています。

このような経済状況のなか、当社グループの経営方針は従前と変わりなく、安全、安心、安定を根本に経営基盤の一層の充実を図っていきます。

外航海運業部門においては、変化する状況に的確に対応すべく船隊の整備・充実を進め、同時に安全運航体制の確保により、中長期の傭船契約を主体に、経営基盤の維持・向上に努力を重ねていきます。

ホテル関連事業部門では、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況は続いているものの、まん延防止等重点措置の解除により4月以降の需要は徐々に回復に向かうものと想定し、需要予測に基づく適正人員配置コントロールの徹底を継続し、費用の適正化を図り収支改善に努めていきます。

不動産賃貸業部門では、引き続き保有不動産の品質の維持・向上を図りつつ、今後とも安定的な収益確保を目指していきます。

管理面においては、変化する環境に的確に対応できるよう、優秀な人材の確保、育成を強化し、加えて、当社グループ内の種々リスクの管理体制を一層整備・強

化していきます。

また、当社グループでは、内部統制およびコンプライアンス遵守についても重要課題として認識しており、その体制の維持・向上に引き続き取り組んでいきます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 (2019年3月期) 第165期	2019年度 (2020年3月期) 第166期	2020年度 (2021年3月期) 第167期	2021年度 (2022年3月期) 第168期
売 上 高	42,604百万円	43,881百万円	40,153百万円	45,815百万円
経 常 利 益	4,052百万円	4,255百万円	2,623百万円	4,346百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,049百万円	1,719百万円	1,246百万円	3,277百万円
1株当たり当期純利益	62.61円	52.53円	37.95円	97.82円
総 資 産	161,691百万円	170,593百万円	205,099百万円	237,569百万円
純 資 産	34,856百万円	36,660百万円	38,739百万円	47,382百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(注) 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。なお、会計方針の変更に関する詳細については、連結注記表(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)に記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 (2019年3月期) 第165期	2019年度 (2020年3月期) 第166期	2020年度 (2021年3月期) 第167期	2021年度 (2022年3月期) 第168期
売 上 高	10,969百万円	11,269百万円	11,093百万円	2,434百万円
経 常 利 益	1,014百万円	855百万円	1,002百万円	1,269百万円
当 期 純 利 益	689百万円	579百万円	687百万円	982百万円
1株当たり当期純利益	19.15円	16.11円	19.10円	27.31円
総 資 産	22,285百万円	21,831百万円	24,529百万円	23,708百万円
純 資 産	6,515百万円	6,627百万円	7,367百万円	8,061百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(注) 2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。なお、会計方針の変更に関する詳細については、個別注記表(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)に記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な 事業内容
BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	US \$ 20,000	100%	外航海運業
東明汽船株式会社	90百万円	18.3%	外航海運業
エム・エム・エス株式会社	40百万円	25.0%	外航海運業
ぎのわん観光開発株式会社	1,500百万円	33.8%	ホテル関連事業
株式会社ラグナガーデンホテル	50百万円	20.0%	ホテル関連事業
株式会社ホテルアンヌブリ	50百万円	45.0%	ホテル関連事業
サフィールリゾート株式会社	50百万円	100%	ホテル関連事業
株式会社ザ・ウインザー・ホテルズインターナショナル	2百万円	100%	ホテル関連事業

(注) ぎのわん観光開発株式会社は、2022年5月2日付けで14億5千万円減資し、資本金は5千万円となりました。

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

- ① 外航海運業
- ② ホテル関連事業
- ③ 不動産賃貸業

(7) 主要な営業所

① 当社

本社：兵庫県神戸市中央区明石町32番地
東京本部：東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

② 子会社

東明汽船株式会社

本社：東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

エム・エム・エス株式会社

本社：東京都目黒区上目黒一丁目18番12号

MK CENTENNIAL MARITIME B.V.

本社：Oudezijds Voorburgwal 314, 1012 GL Amsterdam,
the Netherlands

株式会社ラグナガーデンホテル

本 社：沖縄県宜野湾市真志喜四丁目1番1号

株式会社ホテルアンヌブリ

本 社：北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ480番地1

株式会社稚内観光開発

本 社：北海道稚内市開運一丁目2番2号

サフィールリゾート株式会社

本 社：兵庫県神戸市垂水区東舞子町18番11号

株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル

本 社：北海道虻田郡洞爺湖町清水

(8) 営業設備

① 船 舶

区 分	隻 数	総 吨 数	重量吨数	備 考
保 有 船	46	3,130,563	4,660,399	タンカー、コンテナ船 バルカー、自動車専用船他
備 船	4	295,058	308,152	タンカー、コンテナ船 自動車専用船
計	50	3,425,621	4,968,551	

② ホテル及びゴルフ場

名 称	所 在 地	備 考
ラグナガーデン ホテル	沖縄県宜野湾市 真志喜四丁目1番1号	客室総数303室 地上13階建、地下1階建
ニセコノーザンリゾ ート・アンヌブリ	北海道虻田郡ニセコ町 字ニセコ480番地1	客室総数152室 地上3階建
サフィールホテル 稚内	北海道稚内市 開運一丁目2番2号	客室総数143室 地上12階建
シーサイドホテル 舞子ビラ神戸	兵庫県神戸市垂水区 東舞子町18番11号	客室総数247室 本館 地上14階建 緑風館 地上8階建、地下1階建
ザ・ウィンザーホテル 洞爺リゾート&スパ	北海道虻田郡洞爺湖町 清水336番地	客室総数386室 地上11階建、地下1階建
早来カントリー倶楽部	北海道勇払郡安平町 早来新栄671-1	ゴルフコース(全36ホール)

③ ビ ル

名 称	所 在 地	備 考
明 海 ビ ル	兵庫県神戸市中央区 明石町32番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上10階、地下1階建 延面積14,241㎡
明 海 京 橋 ビ ル	東京都中央区 京橋二丁目18番2号	鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階建 延面積1,894㎡
明 海 三 宮 ビ ル	兵庫県神戸市中央区 京町76番地1号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階建 延面積3,077㎡

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
501名 [305名]	22名減 [33名減]

(注) 従業員数は就業人員で、臨時従業員数は[]に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
陸 員	79名	2名増	39.2歳	8.1年
海 技 職 員	16名	6名増	25.3歳	2.0年
合計または平均	95名	8名増	36.8歳	7.1年

(注) 従業員数には、他社出向社員を含んでいます。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	29,342百万円
株式会社日本政策投資銀行	23,002百万円
株式会社三菱UFJ銀行	16,638百万円
株式会社福岡銀行	16,238百万円
株式会社みずほ銀行	15,423百万円

2. 当社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 144,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 36,000,000株 |
| (3) 株主数 | 5,809名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
明治土地建物株式会社	3,000千株	8.3%
タクティ株式会社	2,792千株	7.7%
三井住友海上火災保険株式会社	2,500千株	6.9%
東京海上日動火災保険株式会社	2,500千株	6.9%
京町産業株式会社	2,247千株	6.2%
明海興産株式会社	1,836千株	5.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,829千株	5.0%
株式会社三井住友銀行	1,794千株	4.9%
バックトレーディング株式会社	1,128千株	3.1%
山崎金属産業株式会社	1,050千株	2.9%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は自己株式（11,895株）を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会 長 C E 0	内田 和也	最高経営責任者
代表取締役 社 長 C 0 0	内田 貴也	最高執行責任者 コンプライアンス管掌
代表取締役 副 社 長	丑嶋 淳	関連事業管掌、社長補佐 明海興産㈱代表取締役社長
専務取締役	土谷 信雄	海運担当 東明汽船㈱代表取締役社長
常務取締役	笹原 弘崇	総務担当
常務取締役	藤川 仁	船舶管理担当 エム・エム・エス㈱代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	水野 敏郎	経理担当
取 締 役 執行役員	丹生 雅之	関連事業担当
取 締 役 執行役員	吉ヶ江隆介	海上安全技術担当
取 締 役	大野 勝久	
取 締 役	長谷 吉博	
常勤監査役	壺井 圭次	
監 査 役	松浦 明人	
監 査 役	遠藤 克博	遠藤克博税理士事務所代表 千代田インテグレ㈱社外監査役
監 査 役	田中 誠一	一般財団法人日本船舶技術研究会会長

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- (1) 2021年6月29日開催の第167回定時株主総会において、吉ヶ江隆氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
- (2) 2021年6月29日、本山喜久彦氏が任期満了により取締役を退任しました。
2. 大野勝久氏及び長谷吉博氏は、社外取締役です。
3. 松浦明人氏、遠藤克博氏及び田中誠一氏は、社外監査役です。
4. 大野勝久氏、長谷吉博氏、松浦明人氏、遠藤克博氏及び田中誠一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
5. 社外監査役遠藤克博氏は、遠藤克博税理士事務所代表及び千代田インテグレ(株)社外監査役を兼務していますが、当社は各会社等との間に取引関係はありません。
6. 社外監査役田中誠一氏は、一般財団法人日本船舶技術研究会会長を兼務していますが、当社は当該一般財団法人との間に取引関係はありません。
7. 2021年11月1日付けにて、次のとおり取締役の担当の異動がありました。

(氏名)	(異動後の担当)	(異動前の担当)
丹生 雅之	関連事業担当	関連事業担当・経営企画担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全社外取締役は、定款第31条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額です。

当社と全社外監査役は、定款第40条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額です。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等は月例および毎年一定の時期に支給する固定の金銭報酬のみとし、その額は役位・職務内容・貢献度等を総合的に勘案して定める旨を取締役会で決定しています。

各取締役の報酬等の内容は、代表取締役3名に総務担当取締役が加わる協議を踏まえ、取締役会決議による委任に基づいて、最高経営責任者である代表取締役会長CEO内田和也が決定しています。

当該委任の理由は、代表取締役会長CEOが各取締役の職務内容・貢献度等を総合的に勘案しうる適任者であると取締役会が判断したためです。

代表取締役会長CEOは、取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針との整合性を慎重に検討の上、報酬等の内容を決定していることから、取締役会はその内容が決定に関する方針に沿うものであると判断しています。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の各監査役の報酬等は各監査役の協議により報酬案が作成され、監査役会にて決定されています。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第166回定時株主総会において、取締役については年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分2,500万円以内）、監査役については年額5,500万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）、監査役は4名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職 慰労金	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	263,325 (8,200)	263,325 (8,200)	—	—	—	12 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23,040 (12,340)	23,040 (12,340)	—	—	—	4 (3)

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	大野 勝久	当事業年度の取締役会全12回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行うことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に努めています。
社外取締役	長谷 吉博	当事業年度の取締役会全12回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行うことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督に努めています。
社外監査役	松浦 明人	当事業年度の取締役会は、全12回全て、当事業年度の監査役会は、全12回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	遠藤 克博	当事業年度の取締役会は、全12回全て、当事業年度の監査役会は、全12回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	田中 誠一	当事業年度の取締役会は、全12回全て、当事業年度の監査役会は、全12回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 協立神明監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました神明監査法人(消滅法人)は、2022年4月1日付けで協立監査法人(存続法人)と合併を行いました。これに伴いまして、協立神明監査法人が会計監査人となっております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等

17,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討して同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
3. 当社の一部の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(所在国における監査法人)の監査を受けています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、定款第43条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制に係る体制および方針

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用する。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役は職務執行および意思決定に係る重要な情報を文書で作成し、文書管理規程等の定めに従い、適切に保存および管理する。
 - ・監査役会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会（現：SDGs・安全委員会）が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供する。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制
 - ・当社グループの組織横断的リスク状況の監視は、グループ経営トップが出席する経営会議委員会がこれを行う。個々の損失危険の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役、担当執行役員がそれぞれの損失の危険に対する潜在性を経営会議委員会に提議する。
 - ・損失の危険が顕在化した場合には、担当取締役、担当執行役員は、速やかに経営会議委員会へ報告する。担当取締役は、現実化した損失の危険に迅速に対応の上、その極小化に努め、経営会議委員会は、専門組織の設置を検討する。
 - ・新たに生じたリスクへの対応のため、代表取締役社長は必要に応じて全社へ示達すると同時に、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催可能とする。
 - ・業務に精通した者を執行役員として任命し、業務執行の責任と権限を大幅に委譲することにより、業務執行の迅速化と会社の健全な運営および効率化を図る。
 - ・取締役の職務の重点を意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実に繋げ、かつITの適切な利用を通じて、職務の効率性を確保する。また、取締役会は子会社における業務執行状況および決算状況に関する報告を定期的を受ける。

- ④ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社グループの役職員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「企業行動ルール」を定める。また法令等遵守の徹底を図るため当社グループの「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制確保のための教育および指導を行うとともに、「相談・通報制度」の窓口となる。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じ弁護士および警察等と相談する。
 - ・内部監査を担当する部門として「内部監査室」を組織する。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・経営会議委員会での討議事項に、企業集団における事案を含めることで、企業集団として内包されるリスクを検討している。
 - ・コンプライアンス委員会は、企業集団の共通組織として機能し、法令等遵守の徹底を一元的に図る。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・必要に応じて、総務担当部門のスタッフが、監査役業務を補助する。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ・総務担当部門のスタッフが監査を補助する場合は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けて、これを実行する。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会へ報告する。
 - ・監査役は、経営会議委員会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会（現：SDGs・安全委員会）に参加し、意見を述べることができる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
 - ・監査役は、当社の会計監査人である神明監査法人（現：協立神明監査法人）から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。
- ⑩ 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役を補助すべき従業員は当社の従業員規則に従い、当該従業員の監査業務に関する指揮命令は監査役に属するものとし、異動等人事事項については監査役と協議する。

- ⑪ 子会社の取締役、使用人が監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ・当社の監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役または従業員に重要業務についてその状況を聴取できる。また子会社に著しい損害を及ぼす重要事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告する。
 - ⑫ 子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないための体制
 - ・「コンプライアンス運営規程」にて通報・相談受付窓口で受け付けた情報の秘密は厳守することとしており、通報・相談者に対して不利益となる取扱いを禁止する。
 - ⑬ 当社監査役職務執行について生じる費用処理に関する事項
 - ・当社は監査役がその職務遂行にかかわる費用請求をしたときには、必要でないと思われた場合を除き、速やかに支払い処理をする。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ① 取締役職務の執行について
 - ・当社の取締役職務執行が効率的に行われることを確保するために、本年度取締役会は12回開催され、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催しました。その他、経営会議委員会も22回開催し、取締役職務の重要な意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実に繋げてまいりました。
 - ② 内部監査の実施について
 - ・内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門および子会社の監査を実施しました。内部監査室により実施した当社および子会社の内部監査結果につき、四半期毎に当社代表取締役社長に報告しています。
 - ③ コンプライアンス委員会の実施および活動状況について
 - ・当社グループのコンプライアンス委員会は、本年度委員会を3回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しをしています。また、当社グループ内でのコンプライアンス体制確保のため、全役員および全従業員に対して年1回、国内各社にてコンプライアンス研修会を開催しています。
 - ④ 監査役職務の執行について
 - ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を適宜実施し、情報交換等の連携を図っています。また、本年度監査役会を12回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握しています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 基本的な考え方

- ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度を貫き、断固、一切の関係を排除することに努めることを基本方針とする。

② 整備状況

- ・反社会的勢力への対応については、当社のコンプライアンスの重要項目の1つとして位置づけ、当社グループ役職員に周知徹底するとともに、反社会的勢力からの圧力があつた場合、必要に応じて、警察への通報や弁護士への連絡を実施する等、外部の専門機関と連携の上、対応する。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤を強化することにより安定的な配当水準を維持することを基本方針とし、業績、経営環境および今後の事業展開を総合的に勘案するとともに株主の皆様への利益還元を図る。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本とし、また、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による旨を定款第45条で定めている。

この当社定款に基づき、2022年5月13日開催の当社取締役会において、第168期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の期末配当金の支払いにつき、次のとおり決議する予定です。

1. 期末配当金 1株につき金5円
2. 効力発生日並びに支払開始日 2022年6月30日(木曜日)

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,156,563	流動負債	37,493,552
現金及び預金	23,662,305	海運業未払金	2,159,168
売掛金	467,657	1年内償還予定の社債	482,000
商品及び製品	22,378	短期借入金	28,705,212
原材料及び貯蔵品	901,699	リース債務	2,098
その他	3,102,522	未払金	539,145
		未払法人税等	714,392
		賞与引当金	46,482
		その他	4,845,052
固定資産	209,412,700	固定負債	152,693,394
有形固定資産	196,388,487	社債	418,000
船舶	166,894,357	長期借入金	144,120,567
建物及び構築物	11,875,010	リース債務	708
土地	8,682,793	繰延税金負債	1,001,427
建設仮勘定	8,498,538	再評価に係る繰延税金負債	1,043,086
その他	437,785	役員退職慰労引当金	205,531
		特別修繕引当金	2,265,696
		退職給付に係る負債	373,309
		持分法適用に伴う負債	341,466
		その他	2,923,599
無形固定資産	107,271	負債合計	190,186,946
その他	107,271		
		純資産の部	
投資その他の資産	12,916,941	株主資本	20,020,289
投資有価証券	8,975,879	資本金	1,800,000
長期貸付金	1,058,039	資本剰余金	525,490
繰延税金資産	1,169,606	利益剰余金	18,275,856
その他	1,713,416	自己株式	△581,058
		その他の包括利益累計額	3,952,392
		その他有価証券評価差額金	410,414
		繰延ヘッジ損益	38,498
		土地再評価差額金	1,906,276
		為替換算調整勘定	1,597,202
		非支配株主持分	23,409,636
		純資産合計	47,382,318
資産合計	237,569,264	負債・純資産合計	237,569,264

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,815,168
売 上 原 価		37,341,720
売 上 総 利 益		8,473,447
販売費及び一般管理費		4,071,676
営 業 利 益		4,401,770
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47,035	
受 取 配 当 金	89,125	
為 替 差 益	192,666	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	939,256	
雇 用 調 整 助 成 金	1,129,287	
そ の 他	394,494	2,791,865
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,060,418	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	479,103	
そ の 他	307,947	2,847,469
経 常 利 益		4,346,166
特 別 利 益		
船 舶 売 却 益	2,616,772	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	169,829	2,786,601
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,132,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,002,070
法 人 税 等 調 整 額		458,682
当 期 純 利 益		5,672,014
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,394,083
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,277,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日期首残高	1,800,000	525,490	15,226,332	△580,595	16,971,228
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当			△251,917		△251,917
持分法適用範囲の変動			23,510		23,510
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,277,930		3,277,930
自己株式の取得				△462	△462
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,049,523	△462	3,049,060
2022年3月31日期末残高	1,800,000	525,490	18,275,856	△581,058	20,020,289

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日期首残高	441,660	△581,997	1,906,276	335,767	2,101,706	19,667,062	38,739,997
連結会計年度中の 変 動 額							
剰余金の配当							△251,917
持分法適用範囲の変動							23,510
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,277,930
自己株式の取得							△462
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△31,245	620,495	-	1,261,435	1,850,685	3,742,573	5,593,259
連結会計年度中の変動額合計	△31,245	620,495	-	1,261,435	1,850,685	3,742,573	8,642,320
2022年3月31日期末残高	410,414	38,498	1,906,276	1,597,202	3,952,392	23,409,636	47,382,318

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・・・・・・・・19社

主要な連結子会社の名称・・・・・・・・・・東明汽船株式会社他

当連結会計年度において、M&I HARMONY S.A. は清算手続きが完了したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

特記すべき主要な非連結子会社はありません。なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は何れも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数・・・・・・13社

持分法を適用した主要な関連会社の名称・・・・明治土地建物株式会社他

当連結会計年度において、ICMK OFFSHORE INVESTMENT PTE. LTD. を新規設立したため、持分法適用の範囲に含めています。

タクティ株式会社は2021年7月1日付けで中央総合サービス株式会社を吸収合併しました。このため、当連結会計年度より中央総合サービス株式会社は持分法適用の範囲から除外しています。

当連結会計年度において、TOTO IRIS NAVIGATION S.A. は清算手続きが完了したため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

特記すべき主要な非連結子会社および関連会社はありません。なお、持分法を適用していない非連結子会社および関連会社については、当期純損益および利益剰余金等のうち持分相当額は何れも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

東明汽船株式会社他18社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
によっています。

商品・・・・・・・・・・・・・・・・最終仕入原価法
貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・潤滑油は先入先出法
その他の貯蔵品は移動平均法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶・・・・・・・・・・・・・・・・主として定額法
建物及び構築物・・・・・・・・主として定額法
その他・・・・・・・・・・・・・・主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

役員退職慰労引当金・・・・・・・・役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

なお、2014年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの役員への退職慰労金に對する退職慰労金を支給することとしています。これにより同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

特別修繕引当金・・・・・・・・・・船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づいて計上しています。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法・・・・・・・・原則として、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象・・・・ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金利息、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針・・・・・・・・・・・・デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利および為替変動リスクを一定範囲内でヘッジしています。

④ ヘッジ有効性の評価・・・・・・主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しています。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、ヘッジ有効性判定を省略しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準・・・・・・・・・・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、(収益認識に関する注記)に記載のとおりです。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法・・・従業員からの退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当連結会計年度末要支給額を計上しています。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、ホテル関連事業セグメントにおけるポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を未払費用として計上する方法によっていましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費に与える影響はいずれも軽微であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 見積りの内容

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、主に各セグメントの個別物件ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

- (2) 当連結会計年度計上額
- | | |
|--------|---------------|
| 有形固定資産 | 196,388,487千円 |
| 無形固定資産 | 107,271千円 |

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としています。減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、期末現在の使用状況や事業計画、市況等を勘案して見積もっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、当連結会計年度末で入手可能な情報等を踏まえ、2022年4月より徐々に回復すると仮定して見積りを行っています。

当該見積りや仮定について、事業計画や市況の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが生じた場合、減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 見積りの内容

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づいて企業の分類を行い、将来の課税所得見込額やタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

- (2) 当連結会計年度計上額
- | | |
|--------|-------------|
| 繰延税金資産 | 1,169,606千円 |
|--------|-------------|

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積もっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、当連結会計年度末で入手可能な情報等を踏まえ、2022年4月より徐々に回復すると仮定して見積りを行っています。

当該見積りや仮定について、その時の業績や将来の経済環境の変化等により課税所得の見積りの見直しが生じた場合、繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

船舶	162,232,188千円
建物	9,163,811千円
土地	5,533,258千円
合計	176,929,258千円

上記物件について、借入金144,651,367千円(長期借入金126,496,379千円、短期借入金18,154,987千円)およびその他負債699,154千円(その他固定負債628,651千円、その他流動負債70,503千円)ならびに銀行保証130,000千円の担保に供しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 129,782,445千円

3. 保証債務残高

M&M SHIPHOLDING S. A.	1,253,321千円
KMNL LODESTAR SHIPPING B. V.	6,829,904千円
MIKOM TRANSPORT PTE LTD	4,031,592千円
COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE. LTD.	8,064,309千円
MK REAL ESTATE, INC.	936,940千円
M&M SHIPHOLDING PTE. LTD.	7,171,918千円
東邦商運株式会社	270,000千円
合計	28,557,987千円

上記の内、外貨建金額は201,699千米ドルです。

外貨建保証債務の換算は、決算時の為替相場によっています。

上記は、各社の船舶建造資金(全て本船担保付)等の借入金等に対する借入先等への保証です。

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」第3条第1項の規定に基づき土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月・・・・・・・・・・1999年3月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月・・・・・・・・・・2002年3月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・主として土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価。

5. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権(注1)	767,878千円
契約資産(注2)	24,359千円
契約負債(注3)	1,930,149千円

(注1)「売掛金」に467,657千円、流動資産「その他」に300,221千円が含まれています。

(注2)流動資産「その他」に含まれています。

(注3)流動負債「その他」に1,363,650千円、固定負債「その他」に566,499千円が含まれています。

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 45,306,729千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 36,000,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	251,917	7.00	2021年3月31日	2021年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2022年5月13日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定にしています。

- ① 配当金の総額 179,940千円
- ② 1株当たり配当額 5円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および主として船舶の設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、短期貸付金および売掛金ならびに短期借入金およびその他流動負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,618,413	1,618,413	—
(2) 長期貸付金	1,111,450	1,140,083	△28,633
資産計	2,729,864	2,758,497	△28,633
(1) 社債	900,000	899,474	525
(2) 長期借入金	164,387,610	164,456,157	△68,547
(3) リース債務	2,807	2,804	3
(4) その他固定負債	713,782	718,891	△5,108
負債計	166,004,201	166,077,328	△73,127
デリバティブ取引（*）			
①ヘッジ会計が 適用されていないもの	(1,519,529)	(1,519,529)	—
②ヘッジ会計が 適用されているもの	221,099	221,099	—
デリバティブ取引計	(1,298,430)	(1,298,430)	—

（*）合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しています。

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	7,357,465

これらについては、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,618,413	—	—	1,618,413
デリバティブ取引				
金利関連	—	221,099	—	221,099
資産計	1,618,413	221,099	—	1,839,513
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,519,529	—	1,519,529
負債計	—	1,519,529	—	1,519,529

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,140,083	—	1,140,083
資産計	—	1,140,083	—	1,140,083
社債	—	899,474	—	899,474
長期借入金	—	164,456,157	—	164,456,157
リース債務	—	2,804	—	2,804
その他固定負債	—	718,891	—	718,891
負債計	—	166,077,328	—	166,077,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、直近の契約利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。なお、1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金を含めて時価を表示しています。

社債

社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。なお、1年内償還予定の社債は、社債を含めて時価を表示しています。

長期借入金、リース債務およびその他固定負債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。なお、1年以内返済予定の長期借入金、リース債務およびその他固定負債は、長期借入金、リース債務及びその他固定負債にそれぞれ含めて時価を表示しています。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都および兵庫県等において、主に賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
6,393,728	8,720,499

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定士による不動産調査報告書による評価額です。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	外航海運業	ホテル関連事業	不動産賃貸業	計		
日本	11,723,181	3,382,656	—	15,105,838	—	15,105,838
パナマ	3,072,842	—	—	3,072,842	—	3,072,842
シンガポール	12,480,523	—	—	12,480,523	—	12,480,523
オランダ	14,647,525	—	—	14,647,525	—	14,647,525
顧客との契約から生じる収益	41,924,072	3,382,656	—	45,306,729	—	45,306,729
その他の収益	—	—	508,438	508,438	—	508,438
外部顧客への売上高	41,924,072	3,382,656	508,438	45,815,168	—	45,815,168

(注) 国別の売上高は、売上を計上した国別に分類しています。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 外航海運業

当社グループは、主に定期傭船契約による船舶貸渡業を行っており、貸渡期間にわたり当社グループの履行義務は充足されると判断し、収益を認識しています。

(2) ホテル関連事業

当社グループは、宿泊・ゴルフ場利用等のサービスを顧客に提供しており、宿泊等の時点において当社グループの履行義務は充足されると判断し、収益を認識しています。また、ポイント制度について、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法によっています。

(3) 不動産賃貸業

当社グループは、所有する不動産を顧客に賃貸しており、その収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)により認識しています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	909,012	767,878
契約資産	21,147	24,359
契約負債	1,149,398	1,930,149

期首時点の契約負債は当連結会計年度の収益として計上されています。

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権のうち主なものは、外航海運業に係る未収用船料、及びホテル関連事業に係る売掛金です。

2. 契約資産のうち主なものは、外航海運業に係るその他未収金です。

3. 契約負債のうち主なものは、外航海運業に係る前受用船料です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

外航海運業に係る残存履行義務に配分した取引価格は、提供するサービスの時間に基づき固定額を請求するため、及び、ホテル関連事業に係る残存履行義務に配分した取引価格は、1年を超えるものがないため、記載を省略しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	715円44銭
2. 1株当たり当期純利益	97円82銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社（在オランダ12月決算会社）1社において、同社の期末日後に所有船舶1隻を売却し、これにより、翌連結会計年度に特別利益を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益に約2億円の影響が見込まれます。

連結子会社（在シンガポール12月決算会社）1社において、同社の期末日後に所有船舶1隻の売却を決定し、これにより、翌連結会計年度に特別利益を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益に約11億円の影響が見込まれます。

連結子会社（在パナマ12月決算会社）1社において、同社の期末日後に所有船舶1隻の売却を決定し、これにより、翌連結会計年度に特別利益を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益に約9億円の影響が見込まれます。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,639,319	流動負債	6,520,739
現金及び預金	3,677,382	短期借入金	4,852,868
短期貸付金	238,699	1年内償還予定の社債	452,000
前払費用	521,510	未払金	195,776
未収入金	1,196,521	未払法人税等	385,542
その他	5,206	未払費用	17,392
		前受金	544,268
		賞与引当金	23,863
		その他	49,027
固定資産	18,069,642	固定負債	9,126,370
有形固定資産	8,504,655	社債	418,000
建物	5,480,388	長期借入金	7,536,598
車両運搬具	20,703	再評価に係る繰延税金負債	715,795
工具、器具及び備品	148,499	退職給付引当金	225,121
土地	2,850,656	役員退職慰労引当金	199,968
建設仮勘定	4,406	長期預り敷金	156
		その他	30,730
無形固定資産	70,747	負債合計	15,647,109
借地権	5,250		
その他	65,497	純資産の部	
投資その他の資産	9,494,239	株主資本	6,047,224
投資有価証券	1,562,395	資本金	1,800,000
関係会社株式	1,176,957	利益剰余金	4,251,149
関係会社長期貸付金	5,787,291	利益準備金	450,000
繰延税金資産	137,695	その他利益剰余金	3,801,149
その他	829,900	圧縮記帳積立金	126,537
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	3,644,612
		自己株式	△3,925
		評価・換算差額等	2,014,628
		その他有価証券評価差額金	397,471
		繰延ヘッジ損益	△7,779
		土地再評価差額金	1,624,935
		純資産合計	8,061,852
資産合計	23,708,962	負債・純資産合計	23,708,962

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
海 運 業 収 益		
その他海運業収益	1,232,045	2,434,298
不動産賃貸業収益	1,202,252	
海 運 業 費 用		
船 費	122,425	128,425
その他海運業費用	6,000	
不動産賃貸業費用		817,531
(うち減価償却費)		(349,202)
一 般 管 理 費		1,003,621
(うち減価償却費)		(29,771)
營 業 利 益		484,720
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	153,740	1,023,507
受 取 配 当 金	64,221	
為 替 差 益	415,452	
受 取 保 証 料	289,497	
そ の 他	100,594	
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	142,927	238,843
社 債 利 息	3,694	
そ の 他	92,222	
経 常 利 益		1,269,383
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	169,829	169,829
税 引 前 当 期 純 利 益		1,439,212
法人税、住民税及び事業税		524,627
法人税等調整額		△68,129
当 期 純 利 益		982,713

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	利 益 剰 余 金					利 剰 余 金 計
		利 益 剰 余 金	その他利益剰余金			繰 越 利 益 剰 余 金	
	利 益 剰 余 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	別 積 立 金	途 金			
2021年4月1日期首残高	1,800,000	450,000	130,573	30,000		2,909,779	3,520,353
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩			△4,035			4,035	-
剰余金の配当						△251,917	△251,917
当期純利益						982,713	982,713
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	△4,035	-		734,832	730,796
2022年3月31日期末残高	1,800,000	450,000	126,537	30,000		3,644,612	4,251,149

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ヅ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日期首残高	△3,858	5,316,494	444,222	△18,648	1,624,935	2,050,510	7,367,004
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		△251,917					△251,917
当期純利益		982,713					982,713
自己株式の取得	△66	△66					△66
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△46,750	10,868	-	△35,882	△35,882
事業年度中の変動額合計	△66	730,730	△46,750	10,868	-	△35,882	694,847
2022年3月31日期末残高	△3,925	6,047,224	397,471	△7,779	1,624,935	2,014,628	8,061,852

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く) ・明海ビルおよび1998年9月以降取得した建物ならびに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他は定率法を採用しています。

無形固定資産 (リース資産を除く) ・自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

退職給付引当金・・・・・・従業員の退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当期末決算日時点の要支給額を計上しています。

役員退職慰労引当金・・・・・・役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく、当期末要支給額を計上しています。
なお、2014年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの役員在任期間に対する退職慰労金を支給することとしています。これにより同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法・・・・・・原則として、繰延ヘッジ処理によっています。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象・・・・・・ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

(3) ヘッジ方針・・・・・・デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしています。

- (4) ヘッジ有効性の評価・・・・・・・・主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しています。
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、ヘッジ有効性判定を省略しています。

6. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準・・・・・・・・当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識しています。
主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識に関する注記）に記載のとおりです。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

(1) 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、定期傭船契約に係る海運業収益（貸船料）について、従来は、総額で収益を認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、「貸船料」から「借船料」を差し引いた純額で「その他海運業収益」として認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の海運業収益及び海運業費用はそれぞれ9,499,758千円減少しています。なお、各利益への影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 見積りの内容

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、主に各セグメントの個別物件ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

- (2) 当事業年度計上額 有形固定資産 8,504,655千円
無形固定資産 70,747千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としています。減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、期末現在の使用状況や事業計画、市況等を勘案して見積もっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、当事業年度末で入手可能な情報等を踏まえ、2022年4月より徐々に回復すると仮定して見積りを行っています。

当該見積りや仮定について、事業計画や市況の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが生じた場合、減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 見積りの内容

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づいて企業の分類を行い、将来の課税所得見込額やタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

- (2) 当事業年度計上額 繰延税金資産 137,695千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積もっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、当事業年度末で入手可能な情報等を踏まえ、2022年4月より徐々に回復すると仮定して見積りを行っています。

当該見積りや仮定について、その時の業績や将来の経済環境の変化等により課税所得の見積りの見直しが生じた場合、繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	3,805,635千円
土地	459,908千円
合計	4,265,543千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	295,924千円
長期借入金	4,474,494千円
合計	4,770,418千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,848,826千円

3. 保証債務残高

MELODIA MARITIME PTE LTD.	6,142,040千円
ぎのわん観光開発株式会社	3,424,463千円
東明汽船株式会社	2,982,971千円
TRINITY BULK, S. A.	2,585,026千円
MK CENTENNIAL MARITIME PTE. LTD.	9,604,670千円
BRIGHT OCEAN MARITIME S. A.	702,989千円
M&M SHIPHOLDING S. A.	1,253,321千円
ESTEEM MARITIME S. A.	34,313,090千円
KMNL LODESTAR SHIPPING B. V.	6,829,904千円
COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE. LTD.	8,064,309千円
MK CENTENNIAL MARITIME B. V.	68,278,788千円
MIKOM TRANSPORT PTE LTD	4,031,592千円
MK REAL ESTATE, INC.	936,940千円
エム・エム・エス株式会社	1,099,539千円
M&M SHIPHOLDING PTE. LTD.	7,171,918千円
SOLEIL TRANSPORT S. A.	7,582,748千円
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズ インターナショナル	38,828千円
サフィールリゾート株式会社	250,000千円
エスティームマリタイムジャパン株式会社	12,266,577千円
東邦商運株式会社	270,000千円
合計	177,829,720千円

上記の内、外貨建金額は805,624千米ドルおよび500千ユーロです。

外貨建保証債務の換算は、決算時の為替相場によっています。

上記は、各社の船舶建造・購入資金（一部を除き本船担保付）および運転資金の借入金等に対する借入先等への保証です。

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」第3条第1項の規定に基づき土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月・・・・・・・・・・2002年3月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・主として土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	1,433,990千円
関係会社に対する長期金銭債権	98,733千円
関係会社に対する短期金銭債務	98,013千円
関係会社に対する長期金銭債務	156千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	2,404,118千円
仕入高	16,319千円
一般管理費	122,065千円
営業取引以外の取引	572,223千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	11,895株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	68,842千円
役員退職慰労引当金	61,150千円
賞与引当金	7,297千円
海外子会社留保金	206,382千円
その他	41,420千円
繰延税金資産合計	<u>385,092千円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△55,740千円
その他有価証券評価差額金	△175,089千円
長期外貨建て債権債務評価益	△12,155千円
その他	△4,411千円
繰延税金負債合計	<u>△247,397千円</u>

繰延税金資産の純額

	<u>137,695千円</u>
--	------------------

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価法による再評価差額金	<u>△715,795千円</u>
-----------------	-------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	BRIGHT OCEAN MARITIME S. A.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	債務保証	702,989	長期貸付金 短期貸付金	624,291 238,699
子会社	MK CENTENNIAL MARITIME PTE. LTD.	所有 間接100%	債務保証	債務保証	9,604,670		
子会社	ESTEEM MARITIME S. A.	所有 間接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	債務保証 資金の回収	34,313,090 1,705,585	前払借船料 長期貸付金	417,853 2,983,000
子会社	MELODIA MARITIME PTE LTD.	所有 間接52.0%	債務保証	債務保証	6,142,040		
子会社	東明汽船 株式会社	所有 直接18.3% 間接25.0%	役員の兼任 債務保証 資金の援助 当社より船舶を賃借 担保の被提供	その他海運 業収益 債務保証 資金の貸付 資金の回収	1,119,274 2,982,971 720,958 740,664	前受貸船料	536,438
子会社	エム・エム・エス 株式会社	所有 直接25.0% 間接25.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	1,099,539		
子会社	ぎのわん観光開発 株式会社	所有 直接33.8% 間接21.1%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証	3,424,463		
子会社	MK CENTENNIAL MARITIME B. V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 受取保証料	68,278,788 170,223		
子会社	サフィールリゾート 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 当社より建物を賃借 債務被保証 債務保証	債務被保証 債務保証	960,000 250,000	不動産賃貸 業未収金	594,000
子会社	株式会社 ザ・ウィンザー・ ホテルズインターナ ショナル	所有 直接100%	役員の兼任 当社より土地・建物 を賃借 債務被保証 債務保証	債務被保証	2,850,418	不動産賃貸 業未収金	528,000
子会社	MK REAL ESTATE, INC	所有 間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	936,940		
子会社	SOLEIL TRANSPORT S. A.	所有 間接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証	7,582,748	長期貸付金	570,000
子会社	TRINITY BULK, S. A.	所有 直接60.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	2,585,026		
子会社	エスティームマリタ イムジャパン株式会 社	所有 間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	12,266,577		
子会社	東邦商運株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	270,000		
関連会社	M&M SHIPHOLDING S. A.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	1,253,321		
関連会社	KMNL LODESTAR SHIPPING B. V.	所有 間接50.0%	債務保証	債務保証	6,829,904		
関連会社	MIKOM TRANSPORT PTE LTD	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	4,031,592		
関連会社	COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE. LTD.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	8,064,309		
関連会社	M&M SHIPHOLDING PTE. LTD.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	7,171,918		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件について、貸船料および借船料は、独立した第三者間取引を基礎として決定しています。なお、貸船料から借船料を差し引いた純額で「その他海運業収益」として認識していません。また、資金貸付は、市場金利を勘案し決定し、その他の取引は、一般の取引条件を基礎として決定しています。
2. 債務保証は、船舶建造・購入資金（一部を除き本船担保付）および運転資金の借入金等に対する借入先等への保証です。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

(1) 外航海運業

当社は、主に定期傭船契約による船舶貸渡業を行っており、貸渡期間にわたり当社の履行義務は充足されると判断し、収益を認識しています。この取引は代理人取引と判断し、「貸船料」から「借船料」を差し引いた純額で「その他海運業収益」として認識しています。

(2) 不動産賃貸業

当社は、所有する不動産を顧客に賃貸しており、その収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)により認識しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	224円01銭
2. 1株当たり当期純利益	27円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月30日

明治海運株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

神戸事務所

代表社員	公認会計士	古村 永子郎
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	角橋 実
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明治海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月30日

明治海運株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人

神戸事務所

代表社員	公認会計士	古村 永子郎
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	角橋 実
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明治海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン形式も併用し取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議にオンライン形式も併用して出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も併用し意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月6日

明治海運株式会社 監査役会

常勤監査役	壺	井	圭	次	Ⓔ
社外監査役	松	浦	明	人	Ⓔ
社外監査役	遠	藤	克	博	Ⓔ
社外監査役	田	中	誠	一	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第16条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第48条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1 <u>定款第16条 (電子提供措置等) は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>うちだかずや 内 和 也 (1945年11月5日生)</p>	1983年1月 当社入社 1984年7月 当社企画部長 1985年6月 当社取締役 1986年6月 当社常務取締役 1987年6月 当社代表取締役専務取締役 1991年6月 当社代表取締役副社長 1992年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役社長 CEO 2021年6月 当社代表取締役会長 CEO 最高経営責任者（現任）	101,530株
		<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社の最高経営責任者として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。</p>	
2	<p>再任</p> <p>うちだたかや 内 田 貴 也 (1975年10月22日生)</p>	2008年10月 当社入社 当社経営企画グループ長 2009年6月 当社取締役 2010年6月 当社取締役常務執行役員 2011年4月 当社常務取締役 2013年6月 当社代表取締役専務取締役 2014年4月 当社代表取締役専務取締役 COO 2020年6月 当社代表取締役副社長 COO 2021年6月 当社代表取締役社長 COO 最高執行責任者、コンプライアンス管掌（現任）	192,900株
		<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社の最高執行責任者として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。</p>	
3	<p>再任</p> <p>うしじまじゅん 丑 嶋 淳 (1947年9月5日生)</p>	1971年3月 当社入社 1993年6月 当社取締役 2001年6月 当社常務取締役 2008年6月 当社代表取締役常務取締役 2013年6月 当社代表取締役専務取締役 2014年4月 当社代表取締役専務取締役 COO 2021年6月 当社代表取締役副社長 関連事業管掌、社長補佐（現任） （明海興産株式会社代表取締役社長）	1,000株
		<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>当社の関連事業部門を統括する豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>つち や のぶ お</small> 土谷 信雄 (1954年8月17日生)	2007年6月 当社入社 当社理事 2008年6月 当社執行役員 2009年6月 当社取締役 2010年6月 当社取締役常務執行役員 2012年4月 当社常務取締役 2021年6月 当社専務取締役 海運担当(現任) (東明汽船株式会社代表取締役社長)	2,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の海運部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。		
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>きさ はら ひろ たか</small> 笹原 弘 崇 (1969年10月2日生)	1996年8月 当社入社 2008年7月 当社総務グループ長 2011年4月 当社常務執行役員 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2021年6月 当社常務取締役 総務担当(現任)	1,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の総務部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。		
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>ふじ かわ ひとし</small> 藤川 仁 (1965年12月29日生)	1997年2月 当社入社 2004年10月 当社総務グループ長 2006年4月 当社理事 2008年6月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員 船舶管理担当 2020年1月 当社取締役常務執行役員 海上安全技術管掌、船舶管理担当 2021年6月 当社常務取締役 船舶管理担当(現任) (エム・エム・エス株式会社代表取締役社長)	1,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の船舶管理部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式の数
7	再任 みず の とし ろう 水 野 敏 郎 (1958年11月3日生)	2003年8月 当社入社 2004年10月 当社経理グループ長 2007年4月 当社理事 2008年6月 当社執行役員 2011年6月 当社取締役執行役員 2015年4月 当社取締役常務執行役員 経理担当 (現任)	1,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の経理部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。		
8	再任 に ぶ まさ ゆき 丹 生 雅 之 (1956年1月27日生)	2009年4月 株式会社ホテルアンヌブリ総支配人 2011年3月 同社常務取締役 2011年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役執行役員 関連事業担当 (現任)	1,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の関連事業部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。		
9	再任 よしがえ りゅうすけ 吉ヶ江 隆 介 (1973年6月12日生)	1997年11月 当社入社 2017年7月 NEOM MARITIME (SINGAPORE) PTE. LTD. (現MMS BULK SHIPMANAGEMENT (SINGAPORE) PTE. LTD.) Managing Director 2019年4月 当社執行役員 2020年1月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役執行役員 海上安全技術担当 (現任)	1,000株
	[取締役候補者とした理由] 当社の海上安全技術部門における豊富な業務経験と知識を有し、海外法人の経営責任者としての経験を通じて培った高い見識を以て、取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
10	再任 社外 <small>おおの かつ ひさ</small> 大野 勝久 (1944年2月18日生)	1999年6月 三井造船株式会社取締役 2003年6月 同社常務取締役 2009年7月 同社顧問 2010年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 (現任)	5,000株
	[(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)] 上場会社における取締役としての豊富な経験と知識を有し、取締役会及び経営会議の審議において、独立した立場から必要に応じ助言や提言を行って頂くことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たして頂いており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外取締役候補者となりました。 選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		
11	再任 社外 <small>はせ よし ひろ</small> 長谷吉博 (1952年2月2日生)	2001年4月 社団法人産業環境管理協会入所 (2013年4月一般社団法人へ移行) 2010年6月 同社団企画参与 2013年6月 同社団執行理事 環境管理部門長 2015年6月 当社取締役 (現任)	1,000株
	[(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)] 一般社団法人における組織運営等の幅広い知見を有し、取締役会及び経営会議の審議において、独立した立場から必要に応じ助言や提言を行って頂くことで、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たして頂いており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外取締役候補者となりました。 選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大野勝久氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、7年となります。また、同氏は、2010年6月29日付にて当社の社外監査役に就任し、2015年6月26日付にて辞任により退任しました。
3. 長谷吉博氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、7年となります。
4. 当社は、定款第31条の規定に基づき大野勝久氏、長谷吉博氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
5. 大野勝久氏、長谷吉博氏が再任された場合、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
6. 当社は役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結し、取締役・監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしています。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しており、契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議し、更新する予定です。各候補者は、D&O保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内

場 所 神戸市垂水区東舞子町18番11号
シーサイドホテル舞子ビラ神戸
本館3階 舞子の間

交 通 JR舞子駅/山陽電鉄 舞子公園駅より、徒歩約7分

